

教えて！公立高校生のための修学支援制度

Q 公立高校生のための修学支援制度には、どのようなものがありますか？

A 公立高校生のための修学支援制度は、平成 26 年度から始まった「就学支援金制度」や返還の必要がない「奨学給付金制度」など、以下に記載のとおりです。家庭の経済状況等に応じて利用できる制度を活用して、進路希望を実現してください。

なお、年収の目安額は、世帯の家族構成により異なるため、あくまで「目安」として参考にしてください。



1 主な修学支援制度の概要

(1) 就学支援金（授業料関係）制度

区分	概要
制度の概要	保護者等の市町村民税の所得割額の合算額が、304,200 円未満の場合には、国から授業料相当額が就学支援金として支給されます。（4人世帯で保護者の年収が910万円程度未満）
支給額	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公立全日制： 年額 118,800 円 ・ // 定時制学年制： // 32,400 円 ・ // 定時制単位制： // 52,200 円（30 単位履修の場合） ・ // 通信制： // 10,080 円（ // ）

* 単位制の場合は、通算の履修単位が 74 単位までが支援金の対象となります。

(2) 奨学給付金制度

区分	概要			
制度の概要	保護者等が静岡県内に居住し、生活保護世帯又は保護者等全員の市町村民税の所得割額が非課税の場合には、 <u>返還の必要が無い奨学給付金を支給します。</u> （4人世帯で保護者の年収が250万円程度未満）			
支給額	区分		支給額	
	生活保護世帯	全日制・定時制・通信制	年額 32,300 円	
	市町村民税所得割額の非課税世帯	第1子	全定	// 37,400 円
			通信	// 36,500 円
	第2子以降	全定	// 129,700 円	
通信		// 36,500 円		
* 生活保護世帯の支給額は、生活保護費の対象経費が除かれているため、市町村民税の非課税世帯の支給額より少ない金額となっています。				

* 第2子以降とは、入学する生徒の他に23歳未満の扶養されている兄弟がいる場合です。

(3) 教育奨学金貸付金制度

区分	概	要			
制度の概要	貸与条件				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>教育資金</th> <th>奨学金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> 主たる家計維持者の所得が、4人世帯で、807万円程度未満 中学3年次の評定平均値が3.5以上 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 生活保護世帯または保護者の市町村民税の所得割額が非課税 世帯所得が生活保護基準の1.5倍以下(4人世帯で425万円程度未満) </td> </tr> </tbody> </table>	教育資金	奨学金	<ul style="list-style-type: none"> 主たる家計維持者の所得が、4人世帯で、807万円程度未満 中学3年次の評定平均値が3.5以上 	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護世帯または保護者の市町村民税の所得割額が非課税 世帯所得が生活保護基準の1.5倍以下(4人世帯で425万円程度未満)
教育資金	奨学金				
<ul style="list-style-type: none"> 主たる家計維持者の所得が、4人世帯で、807万円程度未満 中学3年次の評定平均値が3.5以上 	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護世帯または保護者の市町村民税の所得割額が非課税 世帯所得が生活保護基準の1.5倍以下(4人世帯で425万円程度未満) 				
貸与額	<ul style="list-style-type: none"> 自宅から通学 月額 18,000円 (年額 216,000円) 自宅外から通学 // 23,000円 (// 276,000円) 				

* 定時制、通信制でも利用できますが、(4)との併用は出来ません。



(4) 定時制・通信制高校修学資金貸付金制度

区分	概	要
制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> 生徒が通年で職に就いていること。 保護者の市町村民税の所得割額が、それぞれ51,300円未満(4人世帯で保護者の年収が700万円程度未満) 卒業した場合は返還が免除されます。 	
貸与額	定時制・通信制とも 月額 14,000円 (年額 168,000円)	

* (3)の教育奨学金貸付金との併用は出来ません。

(5) 定時制・通信制修学補助金(教科書・夜食費)制度

区分	概	要									
制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> 原則として生徒が90日以上職に就いていること(アルバイト可) 保護者の市町村民税の所得割額が、それぞれ51,300円未満(4人世帯で保護者の年収が700万円程度未満) 										
支給額	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>補助金額</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教科書購入費</td> <td>年間 5,000円程度</td> <td>生活保護世帯は対象外</td> </tr> <tr> <td>夜食費</td> <td>年間 12,000円程度</td> <td>通信制は補助対象外</td> </tr> </tbody> </table>		区分	補助金額	備考	教科書購入費	年間 5,000円程度	生活保護世帯は対象外	夜食費	年間 12,000円程度	通信制は補助対象外
	区分	補助金額	備考								
教科書購入費	年間 5,000円程度	生活保護世帯は対象外									
夜食費	年間 12,000円程度	通信制は補助対象外									
<ul style="list-style-type: none"> *金額は、一人当たりの平均額で学校毎に異なります。 *夜食費は、給食(夕食)を実施している定時制が対象です。 											

Q 世帯の経済状況に応じた、支援金等の支給額を教えてください？

A 世帯の家族構成や経済状況に応じ、支給額等は異なります。世帯の経済状況と入学を希望する高校の課程別の支給額等は以下のとおりです。

生活保護世帯の場合

【全日制高校】

区 分	一人当たりの支給額	備 考
就学支援金	年額 118,800 円	授業料相当額
奨学給付金	〃 32,300 円	返還の必要なし
教育奨学金貸付金	〃 216,000 円	原則として高校・大学等卒業後に返還
合 計	〃 367,100 円	

*** 3年間の合計額は 1,101,300 円 です。**

【定時制高校(学年制)】

区 分	一人当たりの支給額	備 考
就学支援金	年額 32,400 円	*1 授業料相当額
奨学給付金	〃 32,300 円	返還の必要なし
夜食費補助金	〃 12,000 円	給食(夕食)実施校が対象 金額は学校毎異なる
定時制・通信制修学資金 貸付金	〃 168,000 円	原則として返還。ただし、卒業 した場合は返還が免除
合 計	〃 244,700 円	

*1 定時制の単位制の就学支援金は、履修単位数により異なります。例えば、30単位履修する場合は、年額 52,200 円となります。

*** 4年間の合計額は 978,800 円 です。**

【通信制高校(単位制)】

区 分	一人当たりの支給額	備 考
就学支援金	年額 10,080 円	30 単位履修する場合
奨学給付金	〃 32,300 円	返還の必要なし
定時制・通信制修学資金 貸付金	〃 168,000 円	原則として返還。ただし、卒業 した場合は返還が免除
合 計	〃 210,380 円	

* 4年間の合計額は、単位制の場合には通算で74単位までが就学支援金の対象になるため単純に合計欄の4倍とはなりません。

*** 4年間の合計額は 約 824,700 円 です。**

市町村民税の所得割額が非課税世帯の場合

(4人世帯で保護者の年収の目安が250万円程度未満)

【全日制高校】

区 分	一人目の高校生	二人目以降の高校生	備 考
就学支援金	年額 118,800 円	年額 118,800 円	授業料相当額
奨学給付金	〃 37,400 円	〃 129,700 円	*1 返還の必要なし
教育奨学金貸付金	〃 216,000 円	〃 216,000 円	原則として高校・ 大学等卒業後に 返還
合 計	〃 372,200 円	〃 464,500 円	

*1 二人目以降の高校生は、入学する生徒のほかに23歳未満の扶養されている兄弟がいる場合です。(以下同じ)

***3年間の合計額は 1,393,500円 です。(二人目以降の場合)**

【定時制高校(学年制)】

区 分	一人目の高校生	二人目以降の高校生	備 考
就学支援金	年額 32,400 円	年額 32,400 円	*2 授業料相当額
奨学給付金	〃 37,400 円	〃 129,700 円	返還の必要なし
教科書購入費補助金	〃 約 5,000 円	〃 約 5,000 円	
夜食費補助金	〃 約 12,000 円	〃 約 12,000 円	給食(夜食)実施校 が対象
定時制・通信制修学 資金貸付金	〃 168,000 円	〃 168,000 円	卒業した場合は 返還が免除
合 計	〃 254,800 円	〃 347,100 円	

*2 定時制の単位制の就学支援金は、履修単位数により異なります。例えば、30単位履修する場合は、年額52,200円となります。

***4年間の合計額は 1,388,400円 です。(二人目以降の場合)**

【通信制高校(単位制)】

区 分	一人目の高校生	二人目以降の高校生	備 考
就学支援金	年額 10,080 円	年額 10,080 円	授業料相当額
奨学給付金	〃 36,500 円	〃 36,500 円	*3 返還の必要なし
教科書購入費補助金	〃 約 5,000 円	〃 約 5,000 円	
定時制・通信制修学 資金貸付金	〃 168,000 円	〃 168,000 円	卒業した場合は 返還が免除
合 計	219,580 円	219,580 円	

*3 通信制の奨学給付金は、一人目と二人目以降は同額です。

* 4年間の合計額は、単位制の場合には通算で74単位までが就学支援金の対象になるため単純に合計欄の4倍とはなりません。

***4年間の合計額は 約 862,800円 です。**

市町村民税の所得割額が 51,300 円未満の場合

(4人世帯で保護者の年収の目安が 350 万円程度未満)

【全日制高校】

区 分	一人当たりの支給額	備 考
就学支援金	年額 118,800 円	授業料相当額
奨学給付金	支給されません	
教育奨学金貸付金	年額 216,000 円	原則として高校・大学等卒業後に返還していただきます。
合 計	〃 334,800 円	

*** 3年間の合計額は 1,004,400 円 です。**

【定時制高校(学年制)】

区 分	一人当たりの支給額	備 考
就学支援金	年額 32,400 円	*1 授業料相当額
奨学給付金	支給されません	
教科書購入費補助金	〃 約 5,000 円	
夜食費補助金	〃 約 12,000 円	夜食実施校が対象
定時制・通信制修学資金貸付金	〃 168,000 円	原則として返還。ただし、卒業した場合は返還が免除
合 計	217,400 円	

*1 定時制の単位制の就学支援金は、履修単位数により異なります。例えば、30 単位履修する場合は、年額 52,200 円となります。

*** 4年間の合計額は 869,600 円 です。**

【通信制高校】

区 分	一人当たりの支給額	備 考
就学支援金	年額 10,080 円	30 単位履修する場合
奨学給付金	支給されません	
教科書購入費補助金	〃 約 5,000 円	
定時制・通信制修学資金貸付金	〃 168,000 円	原則として返還。ただし、卒業した場合は返還が免除
合 計	183,080 円	

* 4年間の合計額は、単位制の場合には通算で 74 単位までが就学支援金の対象になるため単純に合計欄の4倍とはなりません。

*** 4年間の合計額は 約 716,800 円 です。**

Q 公立高校生入学後に保護者が負担する教育費にはどのようながありますか？

A 公立高校入学後の教育費は、高校の課程や学科等により異なりますので、詳細は入学を希望する高校にお問い合わせ願います。

なお、国が平成22年度に行った「子どもの学習費調査」の結果は、以下のとおりとなっていますので参考にしてください。

区 分	全日制	定時制	通信制
学年費、生徒会費等	12,316 円	12,316 円	12,316 円
教科書等	19,131 円	19,131 円	19,131 円
学用品費等	17,408 円	17,408 円	17,408 円
教科外活動費等	41,570 円	41,570 円	41,570 円
修学旅行、遠足等	32,324 円	32,324 円	12,930 円
PTA 会費等	36,461 円	36,461 円	36,461 円
制服	21,596 円		
通学・通学用品費	52,840 円	52,840 円	13,211 円
その他	4,023 円	4,023 円	4,023 円
合 計	237,669 円	216,073 円	157,050 円

※ 調査は全日制のみを対象に行われているため、定時制・通信制も全日制の額を基準としています。

※ 通信制：修学旅行・遠足・見学費は、費用負担の実態を考慮し全日制の40%と計上しています。

通学費・通学用品費は、通学日数(スクーリング日数)が全日制の1/4程度であることから全日制の25%と計上しています。

Q 就学支援金や奨学給付金等はいつ頃支給されますか？

A 奨学給付金等の支給や貸与の時期は、制度ごとに異なります。いずれの制度も、高校へ入学後に支給や貸与が開始します。

入学時に必要となる制服、カバン、教科書等の購入費は、あらかじめ準備しておいてください。

区 分	申請等の時期	支給・貸与の時期
就学支援金	4月～6月分:4月上旬 7月～3月分:7月上旬	県が生徒本人に代わって受け取り、授業料に充当します。
奨学給付金	7月上旬	10月下旬
教育奨学金貸付金	予約採用:中学3年時 10月 在学採用:4月中旬	予約採用:4・6・10・12・2月 在学採用: 6・10・12・2月
定時制・通信制高校 修学資金貸付金	6月下旬	8・10・1月
定時制・通信制修学補助金 (教科書・夜食)	7月～3月末	7月～3月末

お問い合わせ先

御不明な点は、入学を希望する高校又は県教育委員会へお問い合わせ願います。

〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号
 静岡県教育委員会 高校教育課 総務企画担当
 電話 054-221-3110・3111
 メールアドレス: kyoui_koko@pref.shizuoka.lg.jp

